

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度 宣言施設・登録施設を募集します！

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度とは

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設を県が支援し、登録・情報発信する制度です。

制度の特徴

- ・経費支援や専門家の助言等により宿泊施設の**取組を促進**
- ・特設サイトで情報発信することで宿泊施設の**取組を「見える化」**

宣言

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組もうとする宿泊施設が宣言

支援

県が定める要件を満たす宣言施設に対して、ソフト対策経費・ハード整備経費を支援

取組促進

	対象	要件	補助率	上限額
ソフト	貸出用品の購入、従業員の研修受講経費等	チェックリストのチェック結果で、クリアした取組項目が20項目以上かつ34項目以下	1/2	30万円
ハード	①バリアフリー改修設計 ②バリアフリー改修工事（エレベーター有） ③バリアフリー改修工事（エレベーター無）	福祉のまちづくり条例に規定する基準と同等以上のバリアフリー化	1/2 <small>※R6年度までの着手分</small>	①250万円 ②1,800万円 ③800万円

※支援については、別途募集・審査を行います。

見える化

登録

宣言施設のうち、県が定める基準を満たす宿泊施設を登録

発信

県公式観光サイト（HYOGOナビ）で宣言施設・登録施設の取組内容を発信

宣言施設のメリット

- 兵庫県公式観光サイト「HYOGO!ナビ」で、宿泊施設名と取組を周知します。
- ソフト対策経費・ハード整備経費の支援を受けることができます。（一定の要件を満たす必要あり）

登録施設のメリット

- 兵庫県公式観光サイト「HYOGO!ナビ」で、宿泊施設名と取組を周知します。
- ハード整備経費の支援を受けることができます。（一定の要件を満たす必要あり）
- 専用ロゴマークを使用できます。
- 専門家によるアドバイスを受けることができます。

募集概要

01 対象施設

下記のいずれかに該当する兵庫県内の施設

- 「旅館・ホテル営業」（旅館業法第2条第2項）を行っている施設
- 「簡易宿所営業」（旅館業法第2条第3項）を行っている施設
- 「住宅宿泊事業」（住宅宿泊事業法第2条第3項）を行っている施設

※風営法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設を除く

※暴力団員である者又は役員に暴力団員がいる法人が営む施設を除く

02 要件

宣言施設

- ① 県が定めるチェックリストで自身の施設の取組状況のチェックを行っていること。
- ② 高齢者・障害者等に配慮した従業員向け接遇研修を、宣言する日の直近1年以内に行っていること。または県が実施するユニバーサルツーリズムおもてなし研修を宣言する日の直近1年以内に従業員が受講していること。

登録施設

- ①宣言を行っていること。
- ②チェックリストでクリアした取組項目の合計が35項目以上であること。

03 手続の流れ

STEP 1 申請書・添付書類の提出

- ・下記ホームページから申請書類をダウンロードし、メール・郵送またはFAXにより県観光振興課あて提出してください。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/universal-oyado.html>

提出先 : 下記問合せ先のとおり



STEP 2 審査

- ・申請内容について、書類審査等を行います。

STEP 3 宣言施設の決定

- ・宣言施設には宣言証を交付します。
- ・施設名、所在地、取組内容等を兵庫県公式観光サイトで公表します。

STEP 4 登録施設の決定

- ・登録施設には登録証を交付します。
- ・施設名、所在地、取組内容等を兵庫県公式観光サイトで公表します。

※審査にあたって現地確認等を行うため、決定まで時間を要します。

兵庫県産業労働部観光局観光振興課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL:078-362-3375 FAX: 078-362-4275 E-mai: kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp

問合せ先